

## 包 括 委 任 状

下記受任者を本人（当社）の中華民國での代理人として下記事項を委任します。

- 一、 特許・実用新案・意匠登録出願、取下または放棄、出願の分割、変更、補正、名義変更、答弁、移転、授權、登録事項の変更、早期公開、国内優先権の主張、権利の譲渡承継、実施権の設定、微生物の寄存、実体審査の請求、拒絶査定に対する再審査請求、特許・実用新案・意匠権に関する異議申立事件または無効審判事件に関する一切の手続き、存続期間の延長登録の出願、訴願（行政不服申立）の提起又は参加、行政訴訟の提起または参加、再審の提起又は参加、特許法、特許法施行細則、訴願法、行政訴訟法、行政手続法及びその他の法令で定められた一切の手続き並びにその放棄、取下げ、認諾又は和解を行なう権限。
- 二、 本件に関する一切の書類、証書及び物件の下付を受ける権利。
- 三、 上記各項の手続きに関し、単独又は共同で代理する権限、復代理人を選任及び解任する権限、並びに特別代理権。

委任者：(商号名称) (社判)

住 所：

代表者：(氏名) (代表者印)

受任者：何秋遠（弁理士）

住 所：台北市復興北路 290 號 12 樓

年 月 日

(査証不要)